

令和2年10月から、 飯塚市子ども医療費 支給制度が変わります

【現行制度】

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から 小学校6年生まで	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
中学校1年生から 18歳到達の年度 末まで		助成対象外	

【令和2年10月以降】 下線箇所が変更となる部分です。

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から <u>中学校3年生まで</u>	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
<u>16歳到達の年度初 めから</u> 18歳到達の年度 末まで		助成対象外	



※上記自己負担は入院・通院とも1医療機関ごとに負担します。

※保険の対象にならない医療費及び入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成の対象となりません。

○中学校1年生から3年生までの対象者の方には、新しい「子ども医療証」
を令和2年9月下旬に郵送します。

(16歳到達の年度初めから18歳到達の年度末までのお子さまが入院する際は、印鑑とお子さまの保険証を持って、「子ども医療証」の申請をしてください。)

○医療証が利用できずに通常の負担額を支払ったときは、下記の窓口に必要な書類（お子さまの保険証及び医療証、領収書、印鑑、保護者名義の通帳、療養費支給証明申請書等）を提出して、払い戻し申請をしてください。

【手続き・お問い合わせ先】

飯塚市役所 医療保険課 医療給付係 0948-22-5500 内線1034

穂波支所 市民窓口課 0948-22-0380

筑穂支所 市民窓口課 0948-72-1104

庄内支所 市民窓口課 0948-82-5205

穎田支所 市民窓口課 09496-2-2211